

会長	事務局長	係
		



日遺特第232号
令和6年3月5日

各 支 部 長 }
各 事 務 局 長 } 殿

一般財団法人 日本遺族会
会 長 水 落 敏 栄



令和6年度 戦没者遺骨収集事業への参加希望者の
とりまとめについてのお願い

平素より本会の諸事業の推進につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、厚生労働省は令和6年度における戦没者遺骨収集事業の実施計画を作成し、派遣地域等が決まりました。

つきましては、本会からも同事業に派遣協力するにあたり、添付の戦没者遺骨収集事業参加申込書により参加希望者のとりまとめをお願い申しあげます。

なお、遺骨収集派遣事業を予定しているすべての戦域に対して、日本戦没者遺骨収集推進協会から本会へ派遣協力を依頼されることになっておりますので、戦没者の遺児の皆様をはじめ、孫、ひ孫、甥、姪等（青年部）の方々にも広くご登録いただければ幸いです。

記

1. 実施地域

【南方地域等での遺骨収集】

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島、ガダルカナル島等） ④マリアナ諸島（グアム島、北マリアナ諸島）
- ⑤ミャンマー ⑥インド ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島
- ⑨インドネシア ⑩パラオ諸島 ⑪ギルバート諸島 ⑫硫黄島 ⑬その他南方地域

【旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集等】

- ①ハバロフスク地方 ②沿海地方 ③ザバイカル地方

※相手国行政機関等との調整、現地の治安状況等の理由により事業が中止となる場合があります。

2. 実施時期等

実施時期等については、推進協会から詳しい実施計画が公示されましたら日本遺族通信、ホームページ等で随時お知らせいたします。

3. 参加資格について

- ① 原則年齢制限はなく、身体健康な者で現地での収容作業等に従事できる者
- ② **各都道府県遺族会の会員**である**戦没者の遺児、甥、姪、孫、ひ孫等**で事前に戦没者遺骨収集事業への参加登録をしており、身体健康な者
- ③ 本会の協力団体関係者並びに、本会事業の推進に賛同いただける者
- ④ 但し、派遣者には健康診断書並びに宣誓書の提出を義務付けるとともに、本会派遣者に内定しても、参加の有無については、遺骨収集事業を主催する推進協会の判断に従うこと。

4. 参加希望者の受付等について

- 参加希望者は、硫黄島については「**遺骨収集事業参加申込書（硫黄島）**」により、ソ連・南方については「**遺骨収集事業参加申込書（ソ連・南方）**」により事前登録をしていただきます。
※事前登録は、個人情報保護法により必ず添付の申込書を使用して下さい。
- 事前登録制度は、実施予定地域の参加希望者を予め募り、派遣に対応するもので、有効期間は申込みされた年度内限りです。
- なお、**同事業の経験が豊富で初めての参加者に指導できる方には年間複数回事業に参加いただくことがあります。**
- 事前登録は毎年新規登録手続を行っていただく必要があります。
- 参加希望者が推進協会から指定された定員を上回る場合は、本部にて

選考させていただきます。

- 派遣者の選考等を急ぐ場合がありますので、申し込みがありましたら取り急ぎFAXにて事務局まで送付願います。

<添付資料>

1. 遺骨収集事業参加申込書（硫黄島）
2. 遺骨収集事業参加申込書（南方・旧ソ連）